

清和大学試験及び成績評価規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、清和大学学則第25条第5項及び第30条第2項の規定に基づき試験及び成績の評価に関し、必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 試験は、前項の定期試験に代え、授業中に行うことができる。

(単位の取得)

第3条 本学の単位を取得するためには、あらかじめ所定の履修登録を済ませた授業科目について授業時間数の3分の2以上出席し、試験を受験し、合格しなければならない。

2 やむを得ない理由によって授業に出席できなかった場合については、届出により、これを前項所定の計算対象から除外する措置をとるものとする。

3 前項の措置に関して必要な事項は別に定める。

(試験の方法)

第4条 試験は、原則として筆記試験を行う。ただし、授業科目によっては口述試験、レポートの提出、平常点等によって筆記試験に代えることができる。

(試験時間)

第5条 定期試験の試験時間は、原則として60分とする。

(学生証の携帯)

第6条 試験を受験する者は、学生証を携帯し、監督者の指示により提示しなければならない。学生証を携帯しない者は、試験を受けることができない。

(遅刻・退場等)

第7条 試験場への入場は、試験開始後20分まで許可する。

2 試験場からの退場は、試験開始後30分を経過しなければ認められない。

3 場合により、試験場では、所定の座席への着席を義務付けられることがある。

(退場命令)

第8条 試験場において、監督者の指示に従わない者については、監督者は退場を命ずることがある。

(受験資格)

第9条 次の各号に該当する者は、試験を受験することができない。

- 一 当該科目について履修登録をしていない者（手続上の不備で履修登録が無効になった者を含む。）
- 二 追試験・再試験については、所定の受験手続きを行わなかった者
- 三 休学中の者
- 四 学費未納者
- 五 停学期間中の者

第2章 定期試験

(定期試験)

第10条 定期試験は、各学期末に行う。ただし、通年開講科目については、学年末においてのみ実施することができる。

(日程)

第11条 定期試験の日程・方法は、定期試験開始期日の1週間前までに公示する。

第3章 臨時試験

(臨時試験)

第12条 定期試験のほか、次の場合に臨時試験を行うことがある。

- 一 担当教員が必要と認めた場合

二 教授会が必要と認めた場合

第4章 追試験

(追試験)

第13条 所定の試験日にやむを得ない理由によって定期試験（臨時試験を含む。）を受験できなかった者については、追試験を行う。

2 前項の追試験を受験しようとする者は、当該事由の止んだ日から1週間以内に、理由を詳細に記載した所定の試験欠席届を提出し、その理由が正当と認められた場合に限り受験することができる。

3 前項の欠席届には、その事由を証する書面（診断書、事故証明等）を添付しなければならない。

(実施時期)

第14条 追試験の実施時期、日程・方法は別に定める。

(受験手続・手数料)

第15条 試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験手数料を納付しなければならない。

2 追試験の受験手数料は、1科目につき1,000円とし、既納の受験手数料は、返還しない。

第5章 再試験

(再試験)

第16条 定期試験に不合格になった授業科目について、再試験を行うことがある。

(受験資格)

第17条 再試験を受けることができる者は、定期試験における評価がD評価の者に限られ、E評価及びF評価の者については再試験を受験することができない。

2 再試験を受験することができる授業科目は、各定期試験毎に限られる。

(実施時期)

第18条 再試験の実施時期、日程・方法は別に定める。

(受験手続・手数料)

第19条 再試験を受験する者は、事前に受験手続を行い、受験手数料を納付しなければならない。

2 再試験の受験手数料は、1科目につき2,000円とし、既納の受験手数料は、返還しない。

第6章 不正行為

(不正行為)

第20条 試験中における次の行為は、不正行為とする。

- 一 あらかじめ許可された物以外の持ち込み行為
- 二 当該科目についてのメモ等の使用（六法全書等への書き込みは不正行為と見なす。）
- 三 他人の答案を見、又は他人に答案を見せる行為
- 四 持ち込み許可物の貸借
- 五 試験の実施を妨害する行為
- 六 その他、試験の公正を害し、又は害する虞のある行為

(試験の効力)

第21条 不正行為を行った者については、当該定期試験期間中（臨時試験の場合は、当該臨時試験期間中）のすべての試験について無効とし、単位認定を行わない。

ただし、試験の無効及び単位不認定については、研究会には適用しない。

(試験期間中の処分の言い渡し)

第22条 試験期間中の試験において不正行為を発見した場合には、監督者は直ちにその受験者の受験を中止させ、その日の試験監督責任者のところに出頭させなければならない。

2 試験監督責任者は、不正行為の事実を調査し、不正行為が行われたことを確認した場合は、前条の処分を言い渡す。

3 試験監督責任者は、不正行為があった旨、及び前項の処分言い渡しについて学生部長に報告し、学生部長は教授会に報告する。

4 当該試験に試験監督責任者が置かれていない場合は、不正行為を発見した監督者は直ちに不正行為の事実を調査し、不正行為が行われたことを確認した上で前条の処分を言い渡し、学生部長にその旨を報告し、学生部長は教授会に報告する。

(懲戒処分)

第23条 不正行為者には、教授会の議を経て学則第43条に基づく懲戒処分を行う。

2 前項の処分は、原則として次学期について停学処分とする。

第7章 成績発表

(成績の評価)

第24条 各授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

2 前項の成績は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)、D (59～40点)、E (39～0点)、F (評価不能) をもって表示し、発表する。

3 教員は、成績を素点及び前項所定の評語で教学課へ報告する。

4 削除

第24条の2 成績は前条第2項の他、GPA (グレード・ポイント・アベレージ) を算出し、発表する。

2 前項のGPAに関し、必要な事項は別に定める

(成績表の交付)

第25条 各学期における試験の結果については、前期については10月上旬までに、後期については4月上旬までに成績表を交付する。なお、卒業生については、卒業式当日に成績表を交付する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教学委員会が立案し、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月22日から施行し、平成6年7月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(条数の補正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月12日教授会「第26条」新設)

附 則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。ただし、第3条、第24条、第25条については平成6年4月1日から適用する(平成6年4月1日より実施済)。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月1日臨時教授会「第2条第2項」新設)

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年2月28日臨時教授会「第3条」「第17条」「第24条」改正、「第24条の2」新設)

2 この規程適用の前日までに在学していた者については、改正後の定めにかかわらず、なお、従前の例による。